

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）（抄）

（審査請求）

**第六十一条の二の九** 次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

- 一 難民の認定をしない処分
- 二 第六十一条の二第一項の申請に係る不作為
- 三 第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し
- 四 補完的保護対象者の認定をしない処分（難民の認定を受けていない場合に限る。）
- 五 第六十一条の二第二項の申請に係る不作為
- 六 第六十一条の二の七第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し

2 前項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文の期間は、第六十一条の二第四項若しくは第五項又は第六十一条の二の七第三項の規定による通知を受けた日から七日とする。

3 法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たっては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かななければならない。

4 法務大臣は、第一項の審査請求について行政不服審査法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による裁決をする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

5 難民審査参与員については、行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用する。

6 （略）

（難民審査参与員）

**第六十一条の二の十** 法務省に、前条第一項の規定による審査請求について、難民の認定に関する意見を提出させるため、難民審査参与員若干人を置く。

- 2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第一項の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。
- 3 難民審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 難民審査参与員は、非常勤とする。